

	<p>②6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>③1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>④1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>⑤2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>⑥2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p>
10. 貯金保険制度 (公的制度)	<p>○保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または苦情等受付窓口(電話:055-957-8028)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
12. その他参考と なる事項	<p>○当JA定期貯金の預け替えにはご利用いただけませんが、当JAで発生した相続資金(定期貯金等)についてはご利用いただけます。</p> <p>○お取扱期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日となります。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAふじ伊豆